派 遣 先 所 属 岩手県商工労働観光部経営支援課

氏 名 稲田 存晃 (いなだ さだあき)

派 遣 期 間 平成29年4月1日~平成31年3月31日

三枝 樹生(さえぐさ みきお)

派 遣 期 間 平成30年4月1日~平成31年3月31日

1 派遣業務の内容、現況

派遣先の経営支援課は、中小企業振興施策の策定及び被災中小企業復旧・復興支援事業費補助金(以下、「グループ補助金」という。)を担当するグループ、中小企業者の金融支援を担当するグループ及び商店街の活性化を担当するグループの3つに分かれています。

各グループに東日本大震災で被災した事業者の支援に関する業務があり、それらの業務は主に 都道府県からの派遣職員が従事しています。

経営支援課の職員数は25名、そのうち9名が都道府県からの派遣職員となっており、経営支援課の業務の中で震災関連業務の割合が大きいことが伺えます。

各グループと担当する震災関連業務

グループ	震災関連業務
新事業・団体支援担当	東日本大震災復興資金(制度融資)に関する業務
金融担当	債権買取に関する業務
商業まちづくり担当	グループ補助金に関する業務 高度化スキーム貸付に関する業務 被災資産復旧事業費補助金に関する業務 商業まちづくりの復興支援に関する業務

(1) グループ補助金に関する業務

東日本大震災の津波によって被害を受けた中小企業等がグループを組織し、震災前の状態に復旧するための経費に対して概ね3/4を補助する制度です。グループが復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、グループの構成員の中小企業者等に施設・設備の復旧・整備に対して国が1/2、県が1/4を補助します。

平成23年6月から平成30年9月までの20回の公募において、185グループを認定し、事業者にして1,507者、補助金額にして約875億円を交付決定しています。現在、運用開始当初に比べ申請件数は減少していますが、沿岸市町村の道路築造・土地造成工事の進捗に伴い、継続して交付申請があります。

グループ補助金は、原則として申請した年度内に完了する補助事業を対象としていますが、 やむを得ない事情により完了しない事業もあり、そのような事業者の対応も業務の大きな割合 を占めています。

補助事業に関する相談対応や補助金額査定の際には、被災した中小企業者等の施設・設備の 復旧・整備、商業機能の復旧促進及び賑わいの創出の支援という補助金の目的に資する判断に 努める一方、公費の適正な執行という観点を意識する必要があります。

また、補助事業で取得した財産を処分する(譲渡、取壊し、廃棄、担保設定等)場合には事前に県知事の承認が必要であり、その承認手続きも行っています。今年度は、補助により復旧した設備、特に海水や潮風の影響を受ける水産加工用設備や洗車機が劣化してきたため、更新をしたいという内容の相談が多く寄せられています。更新は補助対象とならず、自己負担となりますが、事業拡大・新事業への着手等、更なる発展を見据えた更新であることが伺える場合もあります。

(2) 高度化スキーム貸付

グループ補助金等、施設・設備復旧のための補助制度において必要となる被災事業者の自己 資金の調達を支援する制度です。施設・設備の復旧経費の自己負担部分(概ね1/4)に対して、 公益財団法人いわて産業振興センターを実施機関とし、被災事業者に無利子で融資を行います。 当制度は県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人いわて産業振興センターの連 携事業であり、実務として貸付原資の調達、貸付審査、貸付後のフォローアップ等、それぞれ の場面において、連携する3団体で調整を行いながら実施しています。

高度化スキーム貸付は、グループ補助金や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(以下「津波立地補助金」という。)等の補助制度と非常に関係が深く、業務の実施にあたっては各補助制度の知識も必要となります。

震災から7年が経過し借入申請件数は減少傾向にありますが、現在も被災地域での土地造成 や区画整理は続いており、平成31年度以降も工事の進捗に伴う仮設事業者の本設移転等によ り、グループ補助金・津波立地補助金に関連する借入申請が継続する見込みです。

また、高度化スキーム貸付制度は最長5年の返済据置期間を設けており、事業開始から5年が経過した平成29年度以降、償還が本格化しています。償還が開始する事業者を中心に平成27年度から訪問等によりフォローアップを行っていますが、被災地の人口減少や近年のサンマ等の不漁の影響により経営が思うように改善せず、売上が震災前の水準に戻らない事業者も顕在化しています。そのような事業者には、支援機関や金融機関などと連携し、償還を猶予するなど実情に合わせ柔軟な対応をすることで、被災事業者が事業を継続できるよう支援しています。

(3) 債権買取支援業務

いわゆる二重ローン問題を解消するための支援業務です。二重ローン問題とは、被災した事業者が、震災前の借入金の返済に窮し、結果として新規の借入ができないことから事業再生の目途がたたなくなる問題です。このような事業者に対して震災前借入金を買取り、返済を一時棚上げすることで金融機関が新たに融資できることになり事業再生の目途が立ちます。

この業務は、地元岩手県の金融機関からの出向者やOBの方々で組織され、被災事業者の経

営相談や改善等事業者の再生のための総合的な相談窓口となっている岩手県産業復興相談センターで、二重債務を解消することによって財務内容の悪化による倒産等を防止できると判断された事業者について実施しています。

実際の買取は、中小企業基盤整備機構、岩手県及び地元金融機関から出資されているファンド(投資組合)が行っており、買取の案件ごとにファンド構成員が出資しています。

二重債務買取件数は、平成25年度の56件をピークに減少傾向にあり、平成29年度は0件でした。しかしながら、被災地の人口減少等により経営環境は改善されておらず不安定な経営状況にある事業者が多いため、二重債務の買取を含めた金融支援、経営支援を継続する必要があります。また、現在支援中の事業者についても、近年の不漁や復興需要のピークアウト等により経営状況が悪化している事業者が多いため、岩手県産業復興相談センターを中心に継続的にフォローアップを進める必要があります。

(4) 被災資産復旧事業費補助に関する業務

震災津波により建物・設備が滅失した事業者に対し、岩手県と沿岸市町村が復旧費用の1/2 を補助する制度です。グループ補助金と異なる点として、グループを組織せず単独で申請する 補助金であること、既に復旧した建物・設備も補助対象となることが挙げられます。

平成29年度までに378者が当補助金により復旧しています。申請のピークであった平成24年度の191件に比べ、現在の申請件数は落ち着いていますが、平成26年度以降毎年26件前後の申請が続いており、今後も沿岸南部を中心に申請は続く見込みです。

この業務では、事業者との直接のやり取りはなく、沿岸市町村から提出される申請書類を審査し、補助金額の確定や交付決定を行います。担当者としては、個々の事業者について細かく審査するだけでなく、事業者間、市町村間の公平性を保つため、市町村担当者との間で補助要件や補助対象資産の認識を合わせることを意識して業務にあたっています。

(5) 商業まちづくりの復興支援に関する業務

土地区画整理事業の進捗に伴い、新たな商店街の形成等による地域の商業機能の回復に向け、 商業・サービス業者の本設店舗での事業再開に向けた取組が沿岸被災地域で加速化しています。 被災商業者の円滑な本設店舗での事業の再開の実現と共に、本設店舗で事業を再開した商業 者が、復旧後も持続的に発展していくことが課題となっています。

そこで、本設再開した店舗、商店街等の魅力向上を図るため、地域のにぎわい創出等に関する成功事例や支援制度等について、商業者やその支援団体等に対してアドバイザーの派遣やセミナーの開催を通じて助言や普及を行っています。

グループ補助金等、事業再開に向けた補助制度を活用し本設再開した商業者が、将来にわたって持続的に事業を行っていくためには、事業計画の策定や計画の着実な実施、地域コミュニティ機能向上等の取組による地域のにぎわい創出のためのアドバイザーの派遣やセミナー開催といったソフト面の支援も重要です。

2 被災地の復旧・復興の状況

震災から7年以上が経過していますが、沿岸被災地の中でも復興の状況は様々です。土地の嵩上げ工事が完了し市街地が形成されている地域がある一方で、土地の嵩上げ工事の最中であり、未だ建物の建築が不可能な状況にある地域も多くあります。

嵩上げ工事が完了していない地域においても、仮設施設(いわゆる仮設店舗)の入居期限や震災復興事業の期限が間近に迫っている箇所もあり、被災した商工業者等は事業の復旧を急いでいる印象を受けます。

既に復旧した事業者については経営支援や財産管理指導等、未復旧の事業者については各種補助事業の制度説明や相談等のように、それぞれの復旧・復興状況に応じた対応が必要となっています。





山田町の仮設店舗

陸前高田市嵩上げ工事の様子

3 被災地へ派遣となって感じたこと

グループ補助金の業務では、施設・設備の復旧が完了したときに、現地へ出張して完了検査を 実施しています。また、金融担当の業務でも現地で事業者の方を訪問する機会があります。この ような業務は年間を通して実施しているため、地域の復興の進み具合を身近に感じます。

しかし、震災から7年経過し、新たな問題も発生しています。グループ補助金によってハード面は復旧したものの、後継者問題や人口流出による顧客の減少、近年の不漁等により経営が悪化し、最悪の場合、破産に至ってしまうという案件も多くなっています。外観は復興が進んでいるように見えますが、本当の意味でのなりわいの再生への道はまだまだ険しいと感じます。

短い派遣期間ではありますが、今後も地域の事業者の方々に寄り添い、一緒に復興を考え、貢献できるよう業務に取り組んでまいります。